

## 舞鶴市総合教育会議設置要綱

### (設置目的)

第1条 市長と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本市の教育に係る課題や目指すべき姿を共有し、連携して教育行政を推進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第一条の四に基づき、舞鶴市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

### (会議)

第3条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。

3 市長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

### (意見聴取)

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第5条 会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる場合であって会議において非公開と決定した場合は、この限りではない。

(1) 個人情報等非開示情報が含まれる事項について、協議・調整を行う場合

(2) 会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

### (会議録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその会議録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないこ

とができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局を教育振興部教育総務課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。